

令和5年第6回定例会

江東区教育委員会会議録

令和5年6月22日（木）

江東区教育委員会

令和5年第6回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和5年6月22日（木）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和5年6月22日（木）午前10時30分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、本田和恵（教育長職務代理者）、安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、笠間地域教育課長、榎本江東図書館長、関戸深川図書館長、菅原文化観光課長

6 報告事項

- (1) 令和5年第2回区議会定例会（教育委員会関係）について
- (2) 江東区文化財の登録解除について

7 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和5年第6回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。安部委員、鈴木委員にお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項1 令和5年度第2回区議会定例会（教育委員会関係）について、説明を願います。

次長。

杉村次長 それでは、令和5年第2回区議会定例会の教育委員会関係について御報告いたします。資料1を御覧願います。

令和5年第2回定例会は、6月7日の本会議で5名の代表質問が、翌8日の継続本会議で9名の通告による質問が行われ、全体で43問の質問がございました。このうち、教育関連では、資料に記載のとおり7名の方から質問がございましたが、質問と答弁の概要は資料記載のとおりでございますので、ここでは簡潔にポイントを絞って御報告させていただきます。

まず1人目、公明の石川邦夫議員は、代表質問で子育て支援について

として、特別支援教育に関してと家事育児支援の対象拡大について質問があり、特別な支援が必要な児童・生徒は今後も増加が続くと捉えており、校内支援体制のさらなる充実に向けて、特別支援教育アドバイザーの派遣等、支援や関係機関との連携、研修等による教員等の育成、組織力の強化を図っていく。また、家事育児支援のさらなる対象拡大を検討していく旨の答弁をいたしました。

2ページでございますけど、2人目。維新の古賀じょうじ議員は、代表質問で、学校教育として、学校給食の無償化、クロームブック、教員の働き方改革、外部団体の学校施設利用、運動部活動の地域移行について質問があり、学校給食の無償化の実施時期については当面の間であり、クロームブックについてはリース期間終了後に検討を行っていく。教員の働き方改革は引き続き取組を進める。外部団体への学校施設の貸出しは他自治体を参考に調整を図る。運動部活動の地域移行は、国の動向等を踏まえ検討を進めていく旨の答弁をいたしました。

3人目の公明のさがやまともえ議員は、通告質問で、教育についてとし、不登校、別室登校、特別な支援が必要な子どもへの対応と放課後等デイサービスについての質問がございました。不登校児童・生徒数は過去最多となっており、相談体制やブリッジスクールと支援の充実、さらに、校内別室登校を小中合わせて15校で実施する旨の答弁をし、特別な支援が必要な子どもに対しては、保護者の意向に寄り添いながら適切な就学等の助言を行う。放課後等デイサービスに対しては、検査体制を強化し、療育や支援の充実を図る旨の答弁をいたしました。

4人目の自民参政無所属クラブの中島雅樹議員は、通告質問で、教育環境についてとして、ICT教育の現状と学校の収容対策、給食無償化と食の品質についての質問があり、1人1台端末の活用により、個に応じた主体的・対話的で深い学びが着実に進んでいる。学区域が変更になっているマンションへの対応は教育機会確保のため必要な措置であり、当面の間、収容対策が必要な学校があるものと考えていること。また、物価動向を注視しながら、量や栄養バランスのよい給食の提供に努める旨の答弁をいたしました。

5人目の自民参政無所属クラブの堀川まさひろ議員は、通告質問で、教育環境の充実についてとし、学校施設改修時の保護者負担の軽減と校庭の整備、コミュニティー・スクールについての質問があり、10月以降の工事期間中のお弁当対応については、給食相当額を支給し、経済的負担の軽減を図ること。校庭の維持管理には、日常的な点検等を通じ対応し、改築改修中は、意見、要望等を踏まえ、適切な校庭舗装を選択している。また、コミュニティー・スクールは教員の負担軽減などの面で効果があり、今後3年間で全体の5割を超えるペースで設置していく旨の答弁をいたしました。

6人目の公明の河野清史議員は、通告質問で、教育関係の充実について

てとし、幼稚園、オンライン授業といじめの予防教育の充実について質問がありました。幼稚園については、かんがる一ひろばなど、引き続き園との連携を高め、様々な機会を通じ発信を図っていく。オンライン授業については、一人一人の状況に応じて行っていく。また、いじめについては、いじめ授業やロールプレイ、江東区連携教育の日などでいじめ防止に向けた取組を行っている旨の答弁をいたしました。

7人目の共産の西部ただし議員は、通告質問で、子育て支援についてとし、主に教育費の負担軽減について質問があり、子育て支援は喫緊の課題と認識し、学校給食無償化、給付型奨学金制度の創設等、国に先駆けた取組を進めている旨の答弁をいたしました。

一般質問につきましては、以上でございます。

次に、特別委員会について御報告申し上げます。6月9日に一般会計補正予算第2号を審査する令和5年度予算審査特別委員会が開催されました。補正予算の審査につきましては、5月26日の教育委員会定例会におきまして御協議いただき、教育委員会として、10月より開始する区立小・中学校における学校給食の無償化に伴う経費、及び小中合わせて15校に配置する校内別室指導支援員の配置に係る経費を計上し、歳入は6,068万9,000円。歳出は9億4,180万4,000円のそれぞれ増額補正をしております。

予算審査特別委員会の質疑につきましては、8ページ記載のとおり、教育費では各会派で9人から質疑があり、教育委員会の担当課長が答弁しております。

次に、6月19日の文教委員会につきまして、御報告申し上げます。9ページを御覧願います。議題は記載の12件でございます。

まず議題1、議案第43号は、5月26日の教育委員会定例会で御審議の上、御決定いただいたもので、奨学資金の返還に係る民事訴訟の提起について、賛成多数で可決されました。

次に議題2、議案第61号でございますが、こちらも5月26日の教育委員会定例会で御審議の上、御決定いただいたもので、区立川南幼稚園の廃園について、賛成多数で可決されました。

次に議題3、議案第62号でございますが、こちらも5月26日の教育委員会定例会で御審議の上、御決定いただいたもので、新たに給付型の奨学資金制度を開始するための必要事項を定めることについて、賛成全員で可決されております。

次に議題4、議案第63号でございます。こちらも5月26日の教育委員会定例会で御審議の上、御決定いただいたもので、新たに有明こども図書館を設置することについて、賛成全員で可決されております。

次に、議題の5から議題の11が新規に出された陳情でございます。いずれも前期区議会において、同一趣旨または同様の趣旨が含まれた陳情が出されていたものでございます。

順に御説明申し上げますと、まず議題の5、5陳情第12号、こちらは1人1台端末の持ち帰りのルールの見直しや軽量化等を求める陳情で、陳情者が求める内容については、現在のリース期間に伴い、今後検討を行います次期端末選定を除き、既に実施しており、改めて周知を図る旨の説明をし、継続審査となっております。

議題の6、5陳情第24号は、障害等特別な配慮を必要とする小学生の放課後児童クラブの受入れ体制を改善するため、放課後児童クラブ運営指針の遵守を求める陳情でございます。運営方針では、障害のある児童等について可能な限り受入れに努めるとしており、きつずクラブの運営に当たっては、運営方針を遵守し、令和5年度は障害等の特別な支援を必要とする児童127名を受け入れるということを説明し、継続審査となっております。

議題の7、5陳情第27号は、新砂3丁目のグランエスタというマンションの学区が、収容対策上、南砂小学校となっていることについて、三砂小または五砂小に学区の見直しを求める陳情でございますが、現況、三砂小、五砂小ともに令和6年度以降も学級数が利用可能教室数と同数または上回ると使用上の推計見込みがされており、通学区域の再変更や学校選択上の優先措置を設定することは難しい旨の説明をし、継続審査となっております。

次に議題の8、5陳情第37号の2は給食への有機食材導入を求めるものでございますが、できる限り導入に努めていく考えではございますけれども、有機食材については流通量が少ないため、安定的な供給や有機食材以外の食材と比較して割高なことなどの課題がある旨の説明をし、継続審査となっております。

次に、議題の9、5陳情第40号外1件及び議題の11、5陳情第49号、こちらにつきましては学校給食の無償化を求める陳情で、本年10月から実施に向けて補正予算を計上したこと、国・都に対し支援を求めていく旨の説明をするとともに、補正予算については、9日の予算審査特別委員会での質疑を経て、12日の本会議において可決されていることを説明し、継続審査となっております。

次に議題10、5陳情第41号でございます。小中学校の女子トイレ個室に生理用品を設置することを求める陳情で、区立小中学校では保健室に生理用品を備え、申出があった児童・生徒に渡していること。その際に、養護教諭が心身や家庭の状況等を聞き取り、必要に応じた相談、支援につなげることなど、きめ細かな対応を図っていることなど、また、こどもたちの意見を聞く機会を設けているという、そういったことを説明し、継続審査となっております。

議題につきましては、以上でございます。

次に、2の報告事項及び3の協議事項につきましては、資料に記載のとおりでございますが、2の報告事項につきましては、教育委員会定例

会におきましてこれまで御報告いたしてございます案件でございますので、説明は省略させていただきます。

また、3の協議事項、東京都に対する要望事項につきましては、協議の結果、文教委員会として東京都に要望する事項は特にないということで、実施しないことになってございます。

以上、長くなりましたが、令和5年度第2回区議会定例会の報告とさせていただきます。

本多教育長 本件について質疑願います。鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと3点、順番に言いますので、質問させてください。

1点目は、2ページの教員の働き方改革のところの答弁で下から2行目のところなんですけど、「私費会計の整理」と書いてあるんですけど、この辺もう少し詳しく、今の私費会計がどうなっていて、整理というのはどういうことなのかというのをちょっと教えていただきたいと思えます。

それから2つ目は、3ページの一番上なんですけど、学校施設の利用のところの答弁なんですけど、この答弁の一番最後のところ、他の自治体の実施方法も参考にしてって書いてあるんですけど、どのような他の自治体でやっていらして、どういう参考にしていくのかというのをもう少し教えていただきたい。

それから3番目は、8ページ目の11番のところの1の校内別室指導支援員、15校派遣されるということなんですけど、これをもうちょっと詳しくどういうふうな内容なのか教えてください。

以上です。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 私は、まず、私費会計の整理についてでございます。私費会計につきましては、給食費ですとか教材費、あとは学校行事の積立金などが私費会計として取り扱ってございます。現状については、基本的には学校のほうで私費会計の取扱いをしていると。学校の中でも、教員がやっているものと事務がやっているものに分かれているというところでございます。

今般、給食費が無償化をされるというところで、そこについては徴収事務もそもそもなくなるというところで、それに合わせて、私費会計についてどういったことができるのか。いわゆる教員の負担軽減の中では求められているところになってございますので、例えば、システム化をするですとか、標準化をして負担を軽減するとか、これまでも取組を進めてきたんですけれども、1つは、給食費が無償化されることで、残っ

ている私費会計をどうやっていくのかというところの整理も必要なのかなということで、今年度そこには重点的に取り組んでいきたいというふうに考えているというところでございます。以上です。

本 多 教 育 長 その件はよろしいですか。

鈴 木 委 員 はい。結構です。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 学校施設利用の他自治体の実施方法の部分でございます。このあたりまだ学務課のほうで詳しくは調査できていないんですが、文京区辺りでこういった取組がされているというお話は聞いております。

ただ、そこにも記載がありますように、利用時間が、学校がどうしてもやっぱり優先的に使うというところと、あとは、その地域の中でこれまで培ってきた関係値というものもございますので、このあたりもなかなか一気に進めるのは難しく、できれば公正に公平に進められるというのが一番いいことではあるんですが、その学校の地域との関係、その団体との関係という部分も考慮しながら進めていかなければならない問題なのかなとは考えております。以上でございます。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 そうすると、最初なんです、現状この学校施設の開放はやや偏っている、それをもう少し公平にするように、文京区だとか他を参考にしながら改革していきたいという内容の答弁でしょうか。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 まずはその状況を確認するというのと、あと、どういう形がいい形なのかという部分も学校側と話して行って、調整していく必要あるかと思っています。以上でございます。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 私からは校内別室指導支援員の配置について御説明します。簡単に言いますと、不登校気味の児童・生徒で教室には入れないけれども、校内の別室であれば登校できる、そういう児童・生徒に対して指導支援員を配置することによって、別室で居場所づくりを行う、そういう事業です。全て東京都から補助金で全額下りてきます。

学校の条件としましては、不登校児童・生徒の中でも30日以上、これ30日を超えると不登校という定義になりますけど、30日以上89日までの児童・生徒が10名以上いる、そういう学校を対象にしています。その該当する学校のうち15校に配置ということになります。以上です。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、今までもいろいろ対応していたけれども、別室なら登校できるという子に対して、校内の教室を15校セッティングして、そこで学校へ来てもらえるように指導していくという、簡単に言えばそういうことでしょうか。それで、その15校というのは大体どういう配置になるんですか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 中学校が12校、小学校が3校でございます。

鈴木委員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいですか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 安部委員。

安部委員 すいません。今の別室指導員の件について教えてください。ルール上、不登校が10名以上だったときに適用になるというお話と今聞こえたんですけど、この指導、別室指導をすることで10名以下になったら、なくなっちゃうんですか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 その時点でなくなるということではなくて、昨年度の状況を鑑みて配置していますので、途中で配置がなくなるとかって、そういったことはありません。

対象が30日以上89日ということで説明しましたが、そこにこだわることなく、やっぱり登校がなかなかできないようなところである、または長期化している。例えば、昨年度1日も登校できなかった子も、それは対象外になるわけですがけれども、別室だったら登校できるかなと

いうようなところで登校してきている、そういう例も実際、今、運用しているところでもありますので、柔軟に対応していくということと、あと、この対象の学校だけでなく、ほかの学校でも10名以上いなくても、数名いるというようなところもありますので、私たちとしましてはブリッジスクールを、受入れをより柔軟に拡充することによって、ほかの学校の支援も図っていくという、そういうつもりでございます。以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。安部委員。

安部委員 今回の件は了解しました。ぜひ引き続き、東京都の支援がなくても引き続き、いい取組だと思うので、実際に自分も身近で助かっているという声聞こえているんです。ですので、ぜひ続けていただきたい、区として続けてもらえたらいいかなと思っています。

堀川さんの5番目、5ページ目の学校の施設改修に伴う保護者負担の軽減についてというお話で、ちょっと確認したいんですけど、皆さんもう一んと思っているんですけど、これ多分、給食室を工事とか改修するときに保護者にお金を渡すって話なのかなと思うんですけど、これまでも、最近ですと数年間、例えば亀中とか改修したり、元加賀も給食室やっています、あっちもこっちも。それで、お金別にあげていないのかなと思うんですよ。今回、無償化になったから、こういう話がむくむく出てきたのではないかなと思うんですけど、これは今まで払っていた分をそのままお金をあげるということなんですか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 学校給食の無償化が始まるのが、委員御指摘のとおり、今回、給食費分を支払うということに始まるきっかけというか、それが理由であることは間違いないと思います。学校に行っているのに給食が食べられる環境にないということになるので、そこでやはり弁当持参の負担が家庭にかかるということもありまして、そこへの配慮という形で、無償化をきっかけに今回支給をするという形になってございます。以上でございます。

安部委員 遡ってじゃない。

賀来学務課長 遡っての支給はせず、あくまで10月から無償化が始まることによって、こちらも一緒に行くという考え方でございます。以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。ということは、無償になる前回まで払っていた金額が基準になってしまうということになりますよね。それまで払っていた金額を、それを相当額として払うということになるんですか。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 今回は、保護者様から頂いていた給食費に該当する部分についてお支払いするという形になります。いわゆる給食食材費の部分の頂いておりましたので、その部分について、かかる費用について、給食室の改修で食べられない児童・生徒を対象として支給するという形になります。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。これって、じゃ、今回やってしまったら今後もずっと続けるということになりますか。これは支給が、例えば、国が支給しようが、東京都が支給しようが、代わりに江東区が支給しようが、それは保護者は知らない話だと思うんですよ。関係なく、これはずっと出し続けることになるような気がするんですけど。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 今回の学校給食無償化自体が、当面の間と期間設定をさせていただいております。具体的には終期を設定しないとしています。ただ、一義的には、学校給食無償化というのは、全国一律的に国がやるものだという考え方、スタンスというのは変わらないので、その動向を見ながら考えていく必要があるのかなと存じております。以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 払うということですよ。

賀 来 学 務 課 長 はい。無償化の間はお支払いする形でございます。

本 多 教 育 長 要するに、今、今後、給食費を払わないで給食が食べられるわけですよ、皆さんが。なので、給食を食べられない方々は御自身でお弁当を用意しなきゃいけないので、その負担があるので、そこの部分について補填しますよという言い方です。御理解いただけましたか。

安 部 委 員 理解しているんですけど、何か不思議な感じがするんですよ。

本 多 教 育 長 そもそも給食の無償化自体が、各自治体がそれぞれそれも違いますし、やり方も。これについてはもともと区長会もそうですし、教育長会もそうですけど、そもそも国がやるべきことではないのということは求めているので、今後どうなっていくかというのは、それを見ていく形になりますし、今、学務課長が答えたように、いつまでというのは当面の間という形でやっていくので、その中でいろいろ変わっていくこともあるでしょうけれども、無償化するに当たっては、その期間、工事をする、要するに給食を提供できない方々については同等分の補填はします、そういう形です。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。鈴木委員。

鈴 木 委 員 給食が有償化のときに、給食室を改修して、お弁当にしてくださいって言ったときは、頂いた給食費を日割りにして返すと、こういうことはやっていたのですか。

賀 来 学 務 課 長 これまではやっていません。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 江東区文化財の登録解除についてを説明願います。文化観光課長。

菅原文化観光課長 それでは、恐れ入ります。江東区文化財の登録解除について、資料を御覧いただければと思います。有形民俗文化財であります門前仲町1丁目、明光教会さんが所有しておりました大黒天像、こちらが区外に転出したことにより登録を解除するものでございます。

経緯といたしましては、愛媛県の今治市にあります日蓮宗の法華寺の御住職の方から、江東区の文化財である大黒天像がそちらのお寺のほうに遷座された旨のお手紙を頂きました。それが今年の2月になります。お手紙を受けて、文化財係のほうからお電話で御住職の方に経緯について確認をさせていただきました。

この大黒天像、裏面に写真がございますけれども、こちらを所有しております宗教法人明光教会の代表の方が御高齢により施設のほうに入所されておまして、後継の方がいらっしゃらないということで、代表の方は教会の解散を考えていらっしゃるということでございました。そのため、この大黒天像について、実の兄に当たる日蓮宗法華寺の御住職のお父様に御相談をされたということでございました。御縁があるということで、こちらの愛媛県今治市のお寺さんのほうに遷座されることになったそうでございます。実際のところ、昨年12月半ばに法華寺のほうに運び込まれておまして、現在は本堂に安置されているということ

でございます。

このように該当の文化財のほう江東区外に転出をしておりますので、本年5月25日に行われました江東区文化財保護審議会、こちらに諮問いたしまして、同日答申を頂きました。この答申を尊重いたしまして、解除することになりました。

以上御報告でございます。以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、令和5年第6回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。